

秘密保持契約書

大山春子(以下「大山春子」という)と 有限会社ハル翻訳サービス(以下「ハル翻訳サービス」という)とは、ハル翻訳サービスが大山春子に資料の翻訳を依頼するにあたり、以下のとおり契約(以下「本契約」という)を締結する。

(定義)

第1条 本契約における「秘密情報」とは次のものをいう。

- (1) 文書によるものだけでなく、電子データ、口頭によるものを含め、ハル翻訳サービスから大山春子へ提供された図面、仕様書等、ハル翻訳サービスが大山春子に翻訳を依頼する対象資料、対象資料に含まれる用語を説明するための資料、及びその他の情報(以下「提供情報等」という)
- (2) 提供情報等を利用して、大山春子で作成した図面、仕様書などの各種資料
- (3) ハル翻訳サービスの事業所内で見聞した事実
- (4) 前各号の他に本契約履行の過程で知ることのできたハル翻訳サービスの経営上、技術上の事項

(秘密保持)

第2条 大山春子は、全ての秘密情報を善良な管理者の注意をもって秘密として保持するものとし、ハル翻訳サービスの文書による事前の承諾ある場合の他は、秘密情報、及び本契約の内容を第三者に漏洩してはならない。また、大山春子には秘密漏洩を防止するために必要な措置を講じる義務があるものとする。しかしながら、大山春子は、ハル翻訳サービスから委託された業務の遂行に必要な第三者の協力者に対して必要最低限の情報の供与を出来るものとし、その場合は、本文書に準じた秘密保持契約書を大山春子と第三者の協力者との間で締結するものとする。更に大山春子は、その締結内容をハル翻訳サービスに対して事前に開示しなければならない。

(守秘義務の除外)

第3条 次の各号に該当することを大山春子が文書により立証できる情報については、大山春子は本契約に規定する守秘義務を負わないものとする。

- (1) 開示の時に公知であったもの。
- (2) 開示の時に大山春子が既に所有していたもの。
- (3) 大山春子が秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの。
- (4) 大山春子が秘密情報を参照することなく独自に開発したもの。

(契約違反時のペナルティー)

第4条 大山春子が本契約に違反した場合、ハル翻訳サービスは大山春子に対してその違反により被った損害を請求する権利を持つ。大山春子はその損害をハル翻訳サービスに対して支払う。その際、大山春子はハル翻訳サービスに損害賠償額の減額を申し出ることができる。ハル翻訳サービスは話し合いには応じるが、その申し出を受け入れる義務はない。

(有効期限)

第5条 本契約の有効期限は、2009年3月1日から2014年3月1日までとする。ただし、ハル翻訳サービスはこの有効期限の変更を、大山春子に対して申し出ることができるものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、両者署名押印のうえ各1通を保有する。

2009年 3月 1日

福岡県福岡市中央区舞鶴1丁目9番23号

福岡県福岡市中央区舞鶴1丁目9番17号
有限会社ハル翻訳サービス

大山春子

取締役社長 大山英晴

印

印